



平成27年8月発行

法人ニュース仙南

第45号
2015

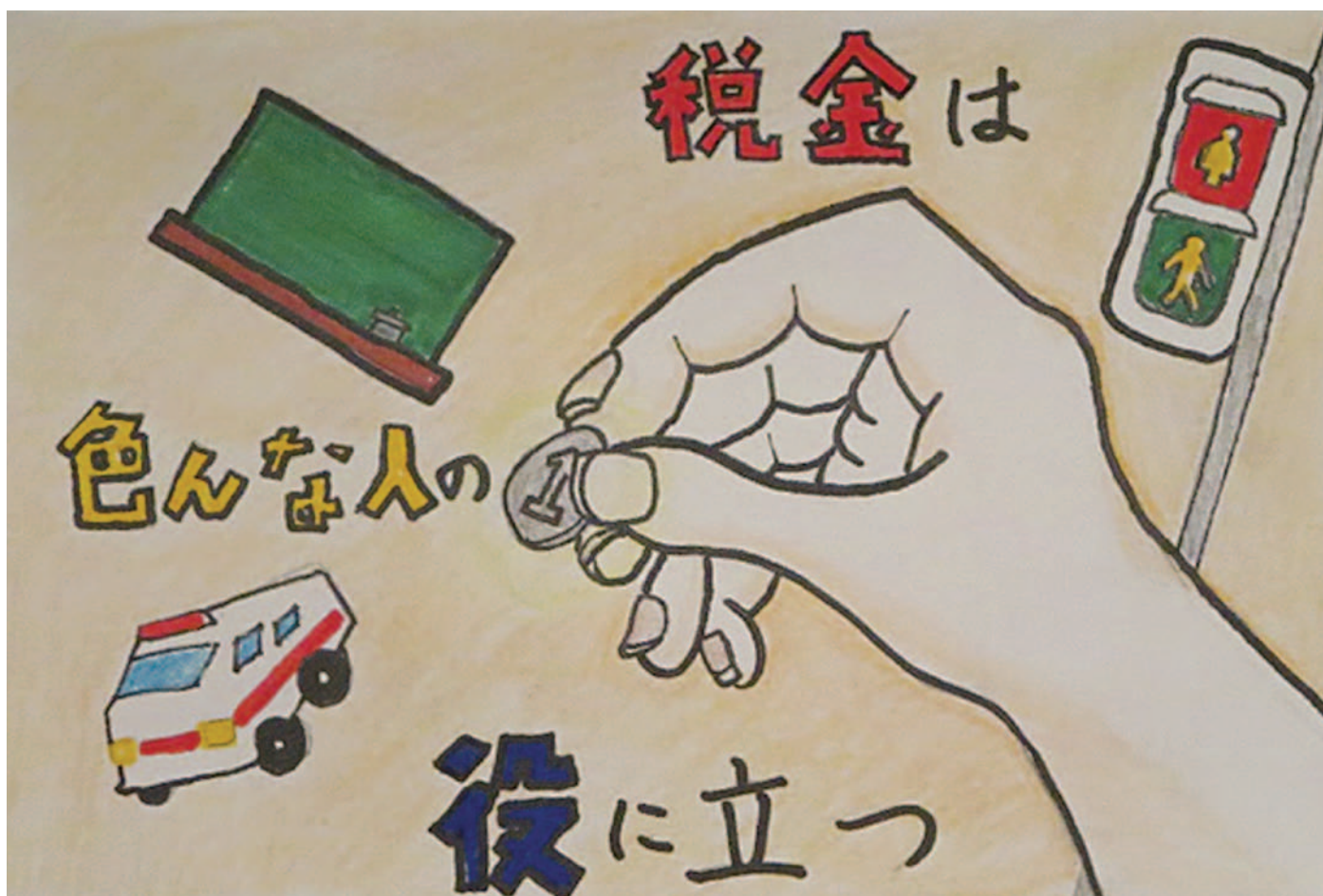


法人会キャラクター けんた

発行者／公益社団法人仙南法人会 白石市字中町11(井丸ビル6F) 発行人／渡邊 大助
編集委員会／広報委員会 TEL／0224-24-5372 FAX／0224-25-6608 URL／http://www.sennanho.or.jp

第7回仙南法人会 「税に関する絵はがきコンクール最優秀作品

仙南法人会会長賞



村田小学校 佐藤 泰成 さん

主な内容

ビジネス社会でのインターネットの新しい付き合い方 …… 2	お知らせコーナー …… 8
大河原税務署長挨拶、大河原税務署の主な人事異動 … 4	表彰・絵はがきコンクール優秀作品一覧 …… 9
事業報告(平成27年1月～7月) …… 5	税務署だより(マイナンバー制度について) …… 10



ビジネス社会での「新しい付き合い方」

情報セキュリティ対策 情報漏洩対策

インターネットの発達によって、ビジネスや生活面においても大変便利になりました。

回線速度も早くなり短時間で大量の情報を入力、配信が求められるビジネスの日常業務にとっては今や必要不可欠です。

一方、今年5月に起きた日本年金機構や昨年の通信教育大手の大量の個人情報流出等は記憶に新しいところです。企業にとって情報漏洩は、信用の失墜、顧客離れ、訴訟や賠償により、会社の存続さえ危うくすることになりかねません。

今年から導入されるマイナンバー制度や、10年ぶりになる個人情報保護法の改定では、取り扱う情報が少ない企業であっても、対象

となります。

そこで、今回はビジネスでインターネットを利用する際に、不正アクセスを狙ったメールへの対策、情報漏洩を未然に防ぐセキュリティ対策などを中心として解説します。

情報漏洩の80%は内部から起こっている

情報漏洩は、外部から悪意を持ったものが組織・企業を標的に不正にアクセスして会社の機密情報、個人情報などを盗み取る「外部要因」と、会社・組織の従業員・外注業者が意図的もしくは意識することなく情報漏洩してしまう「内部要因」に分けられます。

そのうち、情報漏洩の80%は「内部要因」が占めています。

それでは、このような状況の中で、企業としてどのようにして情報漏洩を未然に防ぐか、その対策を見ていきましょう。

ウィルスの感染経路の約90%がeメール経由

外部からの不正アクセスに最も多く用いられるのが、「コンピュータ・ウイルス」による方法です。情報漏洩の事件・事故がメディアで取り上げられる度に登場するので、一度は聞いたことがあるのではないのでしょうか。

このウィルスの感染経路として大半を占めているのが、日常業務で使用しているメールです。

その代表的な例が、メールに添付されているファイルを不用意に開封することによって、ウイルス・プロ

グラムが実行されて感染してしまいます。

このプログラムが実行されてしまうと、パソコン内のファイルを手元にメールで外部に配信したり、遠隔操作によってIDやパスワードが盗み取られて、社内のパソコンやサーバーに蓄積されている機密情報・個人情報などが漏洩してしまいます。

大半のウイルスは、一度パソコンに感染してしまうと、利用者の意思に関係なく、同じウイルスを登録されている得意先や顧客のメールアドレスに対して配信してしまい、受け取った先から「ウイルス付きのメールが送られて来た」と連絡があるなど、本人が知らぬ間に、加害者になってしまいうケースがあります。

巧妙になってきた手口

以前は、海外からの見知らぬメールアドレスから送信されたものが多く、件名や本文が英語であったり、または不自然な日本語であったので、見た時に怪しいと感じることもできたのです

が、最近では手口が巧妙になり、ウイルスに感染した利用者のメールアドレスから「見積りを送ります」、「請求書を送付致します」など、日常のビジネスではありがちなシーンを捉え、しかも、添付されているファイルも「ワード」「エクセル」「PDF」と見ただけでは、ウイルスとは思われないものも出始めています。

受け取った方としては、関係者からのメールと思いき、開封して感染してしまう事例が増えています。



ウイルスに感染しないための3箇条

1. 怪しいメールに添付されたファイルは開かない
メールを受け取った、または、見ただけで感染するウイルスはほとんどありません。

感染するのは、説明した通り、メールに添付されたファイルを開いた時です。怪しいメールに添付されたファイルは開かないことが基本です。

2. ウィルス対策ソフトを導入して最新の状態にしておく

ウィルスの感染を防ぐには、水際での対策が不可欠です。

ウィルスは、メールに添付されたものだけでなく、感染経路としては、ホームページに埋め込まれ閲覧した時に感染する、または、一見便利そうに感じるフリーソフトウェアに仕込まれているケースもあります。

インターネットを利用する際は、このような状況にも対応するようにウィルス

《代表的なセキュリティ対策ソフト》

トレンドマイクロ	http://www.trendmicro.co.jp/jp/index.html
シマンテック	http://www.symantec.com/ja/jp/index.jsp
マカフィー	http://www.mcafee.com/jp

対策ソフトを導入していただきましょう。

それでも、「ウィルス対策ソフトを導入していたけれども感染してしまった」と、このような声を聞くことがあります。

この場合、調べてみると大抵ソフトウェアの更新がされていない場合が多く見受けられます。

ウィルスは、世界中のどこかで毎日新しい種類が生み出されていますので、常に最新のファイルに更新しておきましょう。

3. OSやブラウザを最新の状態にしておく

パソコンに搭載されているOS（オペレーティングソフト）の脆弱なところを狙って不正アクセスしてしまう場合もあります。

その対策としては、セキュリティ対策ソフト同様に、最新の状態に更新しておきましょう。

また、もし使っているパソコンがWindows XPであるならば、既にマイクロソフトがサポートを終了していますので、少なくともWin

dows 7以降のOSに入れ替えましょう。

普段、ホームページを閲覧するのに使っているブラウザの脆弱なところを狙ってくるものもありますので、同じく最新の状態に更新しておきましょう。

社内のネットワークに接続されているパソコンのうち、1台でも対策がされていない場合があると、それが原因で侵入される危険性があるので、以上の3箇条を社内徹底することでウィルスの感染を防ぐ対策となります。

情報漏洩「内部要因」への対策

インターネットに繋がる環境であれば、社内だけでなく作業ができる便利な時代となりましたが、一方、そこには情報漏洩への落とし穴があるということをお忘れではありません。

ここでは、従業員・外注業者に対して情報漏洩を起させない為のポイントをいくつか説明します。

1. 企業の機密情報、個人

情報を許可無く持ち出さない

最近では、USB等の記録媒体の容量も大きくなり、大量のデータの持ち運びが便利になりました。

しかし、このデータを外に持ち出したところ、紛失、置き忘れ、盗難などの事故が報告されています。

管理者の目の届かないところ、自宅などへのデータの持ち出しは原則禁止としましょう。

2. 私物のパソコンを安易に社内のネットワークに接続しない

社内のネットワークに接続されているパソコンには、セキュリティ対策ソフトが導入されているにもかかわらず、ウィルスに感染して情報漏洩のリスクにさらされてしまいます。

接続する場合は、ウィルスに感染していないか、OS、ブラウザは最新のものになっているか、確認して使用しましょう。

3. 個人に割り当てられたID・パスワードを貸与しない

会社では、体制や業務によって職権が与えられています。

それと同様に、それに応じて個人毎にID・パスワードにより、アクセス権限が与えられています。

むやみに個人のIDとパスワードを他の社員に渡すのは、権限を渡すことと同様になるので、十分な配慮が必要です。

4. ソーシャルネットワークで機密情報を流さない

近年、LINE、Facebookなどソーシャルネットワークが、個人・グループでの利用が活発になっていきます。

しかし、業務情報を共有するには留意しなければなりません。

何故ならば、たとえ非公開グループの設定であっても、グループ内の特定な人が退職し、そのまま、その人からのアクセスが可能な状態となっていた場合は、情報漏洩のリスクを抱えたままとなります。

必ず、グループからアカウントを削除しましょう。



着任のあいさつ

大河原税務署長 吉田 秀雄

この度の定期人事異動で、仙台国税局税務相談室主任税務相談官から大河原税務署長への転任を命ぜられ着任いたしました吉田でございます。前任の日出山署長同様よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人仙南法人会は、『よき経営者をめざすもの』の団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献する』ことを基本方針に活動されております。このため、各会員に対する税知識の普及のほか、税制・税務に関する説明会・講習会の開催、租税教育活動の実施、e-Taxの普及拡大への取り組み等の税務に関する分野はもとより、企業経営支援活動や地域社会貢献活動等の幅広い事業活動を展開されており、渡邊会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、このような法人会活動を通じま

して、日頃から税務行政の円滑な運営に御理解と多大なる御協力を賜っており、ますますに厚くお礼申し上げます。

また、昨年度から活用が開始されました「自主点検チェックシート・ガイドブック」は、企業の税務コンプライアンスの向上を図り、企業の成長に寄与するものと期待しております。企業の内部統制面や会計経理面の質的な向上が図られることは、企業にとっては大変メリットがあるものと考えますし、税務当局にとりましても適正申告につながるこのような施策につきましては、研修等でのフォローもさせていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、私どもから皆様方にお願しておりますe-Taxの普及拡大についてであります。e-Taxの受付時間の延長により更なる利便性の向上を図ると

ともに、還付申告についてのインセンティブ措置を見直すなどの取り組みで、当署におきましても利用件数の伸びが認められておりますものの、更なる普及拡大に向けた取り組みが必要であると考えております。仙南法人会の皆様方におかれましては、会員法人での電子申告ほか、各企業の役員の皆様や従業員の方々にも電子申告を働きかけていただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

更に、本年10月から個人及び法人に番号が通知されるマイナンバーは、来年1月から順次利用開始が予定されており、各企業におかれましては従業員のマイナンバー取得事務に入っておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

結びになりますが、今後とも皆様との間で培ってまいりました協調関係がより強固なものとなりますよう、また、貴会の益々の御発展と会員企業の皆様方の御繁栄を祈念いたしました。着任のあいさつといたします。

大河原税務署異動状況

【転入等】

署長	吉田 秀雄	(仙台国税局 税務相談室 主任相談官)
総務課長	菊池 健	(仙台国税局 厚生課 課長補佐)
管理運営 統括徴収官	北條 繁	(築館 管理運営・徴収部門 統括徴収官)
管理運営・徴収部門 統括徴収官	臺 雅晴	(仙台南 管理運営第二部門 統括徴収官)
法人課税部門 統括調査官	後藤 昭公	(大河原 法人課税第二部門 統括調査官)
個人課税第一部門 総括上席調査官	原田 剛	(米沢 個人課税第一部門 総括上席)

【転出等】

ご勇退	日出山 博	(署長)
仙台北 副署長	黒澤 雅子	(総務課長)
相馬 管理運営第一部門 統括徴収官	金野 弘	(管理運営 統括徴収官)
仙台北 評価公売専門官 評価公売専門官	佐々木 理加	(管理運営・徴収部門 統括徴収官)
塩釜 法人課税第一部門 統括調査官	藤原 敏浩	(法人課税第一部門 統括調査官)
いわき 個人課税第一部門 連絡調整官	柴崎 友睦	(個人課税第一部門 総括上席)
盛岡 特別調査官(総合調査) 付 連絡調整官	虻川 征也	(法人課税第一部門 総括上席)

1. 税知識普及・納税意識高揚事業

会員及び一般に向けて税知識の普及と及び納税意識の高揚を図るため各種イベントを実施

①税知識の普及等を図るため、「法人税申告等に係る説明会」を実施

- ・実施日：①平成27年1月21日
②平成27年6月10日
- ・場 所：①、②オーガ(大河原)
- ・参加者：①23名 ②18名
- ・講 師：大河原税務署法人課税第1部門
藤原敏浩 統括調査官
及川辰也 上席調査官

平成27年1月21日模様



- ・決算申告事務
- ・決算調整
- ・申告調整等について説明

平成27年6月10日模様



②「マイナンバー制度運用開始(平成27年1月)」に伴う研修会の実施について

- ・実施日：各支部・各部会総会時
(平成27年4月28日～5月22日)
法人税申告等説明会
- ・参加者：303名
- ・講 師：大河原税務署法人課税第1部門
藤原敏浩 統括調査官
虻川征也 総括上席調査官
及川辰也 上席調査官

平成28年1月よりマイナンバー制度が運用開始されます。



◆マイナンバー制度のポイント

- ①利用範囲は・当面は社会保障、税、災害対策の行政手続きに限定
- ②期待される効果は・公平公正な社会の実現、国民の利便性向上、行政の効率化
- ③通知時期は・平成27年10月・各自治体より通知
個人：12ケタ番号 法人：13ケタ番号
- ④運用開始時期は・平成28年1月より
- ⑤利用方法(税関連)は・所得税、贈与税、法人税、消費税等申告及び法定調書申請時
- ⑥取得時の注意は・本人確認が必要
- ⑦管理方法は・組織的、人的、物理的、技術的安全管理が必要
- ⑧情報流失の場合・ペナルティあり

2. 経営支援事業

企業経営の安定のために各種セミナー等を実施

- ・実施日：平成27年1月23日
- ・場 所：和洋亭ぶざん(大河原)
- ・参加者：44名
- ・講 師：大河原税務署長 日出山 博氏
- ・テーマ：長寿企業について
- ・実施日：平成27年2月13日
- ・場 所：舞鶴会館(白石)
- ・参加者：31名
- ・講 師：税理士 岩松 正記氏
- ・テーマ：経営者のための経営・税金の本音ぶっちゃけます!
- ・実施日：平成27年2月9日
- ・場 所：ホテルin原田(柴田)
- ・参加者：27名
- ・講 師：事務局長 横田 伸二氏
- ・テーマ：消費税の転嫁について

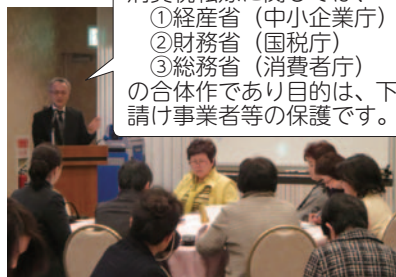
長寿企業は、概ね30年以上継続している企業で、
①変化に対応力があり
②柔軟性を持ち
③本業力を持っていることが共通しています。



税金や会計の仕組みを知ることで、無駄な税金を払わないことができます。

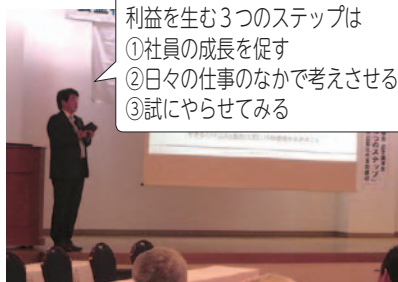


消費税転嫁に関しては、
①経産省(中小企業庁)
②財務省(国税庁)
③総務省(消費者庁)
の合体であり目的は、下請け事業者等の保護です。



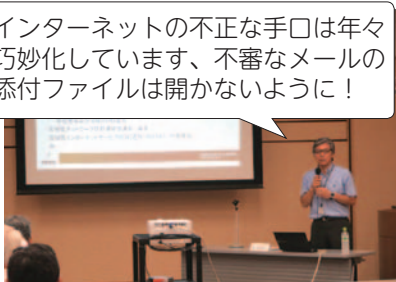
企業経営の安定のために各種セミナー等を実施

- ・実施日：平成27年5月28日
- ・場 所：ウェディングパーク桜フローラ
- ・参加者：86名
- ・講 師：(株)知識創発研究所
代表取締役CRO 松崎 光弘氏
- ・テーマ：利益を生む現場をつくる
3つのステップ(記念講演)



利益を生む3つのステップは
①社員の成長を促す
②日々の仕事のなかで考えさせる
③試にやらせてみる

- ・実施日：平成27年6月24日
- ・場 所：オーガ
- ・参加者：18名
- ・講 師：ジェットインターネット(株)
代表取締役 晋山 孝善氏
- ・テーマ：インターネットの危険性
と不正な手口



インターネットの不正な手口は年々
巧妙化しています、不審なメールの
添付ファイルは開かないように！

- ・実施日：平成27年7月17日
- ・場 所：オーガ
- ・参加者：69名
- ・講 師：①社会保険労務士法人めぐみ事務所
所長 大江 広満氏
②NTT東日本東北 仙南営業担当
課長代理 結城 恒美氏
- ・テーマ：①マイナンバー今準備すべきこと
雇用トラブル対策セミナー
②マイナンバー制度に伴
う情報管理方法

マイナンバー制度における留意点は、
①社会保障、税、災害対策のみに使用
②マイナンバー取得時の本人確認
③マイナンバーの管理方法



マイナンバー制度の情報管理に適した以下のサービスを提供しています。
①なりすまし防止の端末認証、回線認証
②災害時にも安心なバックアップシステム
③サーバー購入経費の解消



3. 社会貢献事業

地域社会の発展に貢献するため以下の取組を実施

大河原支部

- ・活動内容
白石川右岸築堤工事完了に伴い、自然環境保護を目的に白石川右岸築堤苗木植栽実行委員会の「さくら植樹活動」へ協賛し実施
- ・場 所：白石川右岸築堤
- ・実施日：平成27年2月28日

早く、大きく育て、きれいな桜
咲かせてよ！



女性部会

- ・活動内容
社会福祉法人鶴寿会(川崎町)へ、タオル200枚寄贈
- ・実施日：平成27年5月21日
- ・場 所：村田町物産交流センター

老人ホームにとって、衛生環境を保つために、タオルは必需品です。大変助かります。ありがとうございます。



- ・活動内容
たてやま歯科クリニック院長菊池先生のフィリピンの恵まれない子供たちへの活動を支援するため、眠っている文具・玩具類を寄贈
- ・実施日：平成27年4月6日
- ・場 所：たてやま歯科クリニック

たくさんの、文具、玩具等ありがとうございます。皆さんの善意を、子供たちに伝えてきます。



- ・活動内容
夏の節電PRを目的に節電グッズ(うちわ)を配布
- ・実施日：平成27年7月23日
- ・場 所：北保育園(白石市)

今年の夏も暑くなりそうです、体調管理と合わせて節電を上手にしましょう！！



青年部会の社会貢献事業

- ・活動内容
子供たちの健全な育成を目的に、仙南エリアの小学生を対象とした「わんぱく相撲仙南場所・なでしこ相撲大会」を実施(第3回)
- ・実施日：平成27年6月13日
- ・場 所：蔵王町立宮小学校



のこった、
のこった！



相撲 楽しかった人？
はい！

4. 総会等について

定時社員総会等について

定時社員総会、各支部総会、各支部総会が右記により行われ、平成26年度収支決算の承認、任期満了に伴う役員を選任の承認及び平成27年度事業計画等の報告が行われた。

定時社員総会模様



区 分	実施日	場 所
定時社員総会	5月28日	総合会館ララ・さくら(大河原町)
青年部会総会	5月14日	加藤会館(角田市)
女性部会総会	5月19日	村田町物産交流センター
白石支部総会	5月13日	白石商工会議所
角田支部総会	5月12日	ジュネス我妻
柴田支部総会	5月14日	サンシャイン青葉
大河原支部総会	5月8日	大河原町商工会
蔵王支部総会	5月12日	旅館源兵衛
丸森支部総会	4月28日	丸森まちづくりセンター
川崎支部総会	5月15日	不忘館 岡崎温泉
村田支部総会	5月22日	谷山温泉松風荘
七ヶ宿支部総会	4月22日	七ヶ宿町開発センター

新役員紹介

※()内は所属支部、所属部会

代表理事・会長	渡邊 大助(白石支部)	理 事	吉見 光宣(白石支部)	理 事	米澤 光秀(川崎支部)
代表理事・筆頭副会長	村上 睦夫(白石支部)	理 事	長橋 和夫(白石支部)	理 事	吉野 敏明(村田支部)
理 事・副会長	四竈 均(白石支部)	理 事	大木 文孝(角田支部)	理 事	大沼 俊市(村田支部)
理 事・副会長	久保内忠男(角田支部)	理 事	加藤 正治(角田支部)	理 事	高橋 豊(青年部会)
理 事・副会長	大沼 毅彦(柴田支部)	理 事	相澤 辰夫(柴田支部)	理 事	金子 隆史(青年部会)
理 事・副会長	齋 清志(大河原支部)	理 事	野口 敬志(柴田支部)	理 事	森 建人(青年部会)
理 事・副会長	佐藤 義信(蔵王支部)	理 事	櫻井 俊寛(大河原支部)	理 事	庄司きく子(女性部会)
理 事・副会長	春日部泰昭(丸森支部)	理 事	櫻井 淳一(大河原支部)	理 事	八重樫裕子(女性部会)
理 事・副会長	鈴木 正司(川崎支部)	理 事	伊藤 征雄(蔵王支部)	理 事	武田 民子(女性部会)
理 事・副会長	大沼 克巳(柴田支部)	理 事	樽見 正志(蔵王支部)	理 事	大沼 和子(女性部会)
理 事・副会長	梅津 政志(七ヶ宿支部)	理 事	菅野 八郎(丸森支部)	監 事	押野 隆(白石支部)
		理 事	林 力男(丸森支部)	監 事	菅野 文男(大河原支部)
		理 事	佐々木 進(川崎支部)	監 事	伊藤 紘徳(柴田支部)

平成26年度決算概要

(単位:千円)

区 分	a.H26決算値	b.H25決算値	差(a-b)	【参考】c.H27計画	差(c-a)	備考
収 益	受 取 会 費	12,172	12,438	▲ 266	12,136	▲ 36
	受 取 助 成 金	8,238	7,732	506	8,569	331
	そ の 他 収 益	3,783	4,195	▲ 412	3,470	▲ 313
	計	24,193	24,365	▲ 172	24,175	▲ 18
費 用	公益目的事業1	7,959	5,509	2,450	6,560	▲ 1,399
	公益目的事業2	3,460	2,262	1,198	2,539	▲ 921
	公益目的事業3	3,013	5,507	▲ 2,494	5,358	2,345
	収 益 事 業	221	375	▲ 154	221	0
	そ の 他 の 事 業	6,012	5,597	415	5,968	▲ 44
	管 理 費	3,420	3,565	▲ 145	3,522	102
	計	24,085	22,815	1,270	24,168	83
収支差	108	1,550	▲ 1,442	7	▲ 101	

※事業概要

- 公益目的事業1・税知識の普及と納税意識・納税道義の高揚並びに税制・税務に関する調査研究・提言に関する事業
- 公益目的事業2・地域中小企業の健全な経営と発展に資する事業
- 公益目的事業3・地域コミュニティの醸成を図りつつ、相互扶助による社会貢献事業
- 収 益 事 業・会員企業の経営者・社員及び家族を対象にした共済制度の事務委託事業及び健康診断等の紹介事業
- そ の 他 の 事 業・会員相互の情報交換及び交流に関する事業・経営支援事業並びに入会促進に関する事業

1. 平成27年度の主な事業

月	事業	会議等
4	※各支部税務研修会（4/28～5/22）	(16) 監査会 (22) 青年部会監査会・役員会 (22) 女性部会監査会・役員会 (27) 第1回理事会
5	(28) 記念講演会（利益を生む現場をつくる3つのステップ）	(14) 青年部会定時総会 (19) 女性部会定時総会 (28) 定時社員総会 (28) 臨時理事会
6	(13) わんぱく相撲仙南場所 (10) 法人税申告等に係る説明会（上半期） (24) 社員セミナー（インターネットの危険性と不正な手口）	(19) 税制委員会
7	(17) 社員セミナー（マイナンバー制度対策及び雇用トラブル対策セミナー） (23) 女性部会夏の節電啓発活動	(2) 総務委員会、(2) 広報委員会、 (7) 事業委員会、(3) 厚生委員会 (23) 青年部会役員会
8	・各支部税のPR活動 (14) 角田	(19) 第2回理事会（含：合同委員会・福利厚生連協） (27) 組織委員会、(3) 広報委員会 (28) 支部事務担当者会議
9	(8) 親善ゴルフ大会 () 改正税法説明会 () 中小企業会計啓発・普及セミナー	青年部会役員会
10	() 中小企業会計啓発・普及セミナー () 租税教室講師研修会 ・各支部税のPR活動 () 柴田 () 大河原 () 蔵王 () 川崎 () 村田 (16)～(23) 税に関する絵はがきパネル展示	税理士会大河原支部との連絡協議会 青年部会役員会 女性部会役員会
11	《税を考える週間：11～17日》 ・各支部税のPR活動 () 白石 () 税制改正要望陳情 (17) 移動講演会 () 仙南ひまわり会講演会 (19・20) 年末調整説明会 () 新設法人説明会 () 租税教室 () 女性部会復興支援	広報委員会
12	() 女性部会冬の節電啓発活動 () 租税教室 () 法人税申告等に係る説明会（下半期）	総務委員会、広報委員会 青年部会役員会・研修会・全体交流会
1	() 租税教室 () 大河原税務署長講演会	第3回理事会・合同委員会
2	() 女性部会研修会・絵はがき選考会・交流会 () 特別講演会 青年部会主催	支部事務担当者会議 青年部会役員会、女性部会役員会
3		総務委員会、組織委員会、広報委員会、事業委員会 青年部会役員会、女性部会役員会 第4回理事会

2. 会員加入勧奨のお願い

●会員増強特別期間が「9月1日～12月31日」で実施予定です。

・法人会は「よき経営者を目指す」ため全国組織です。

「正しい税務知識を身につけたい、もっと積極的な経営をめざしたい」そんな経営者の皆さんを支援する団体です。税のオピニオンリーダーとしての活動や、会員の研さんを目的とした各種の研修会や、地域に密着した地域振興、社会貢献活動等を積極的に行っております。経営者育成のための青年部会、女性部会もありますので、お知り合いの事業所でまだ会員になっていないかたがございましたら、是非ご紹介下さい。

●入会の特典

- ①経営知識、税関連のセミナー等の無料受講、資料提供
- ②異業種の皆さんと気軽に交流
- ③福利厚生制度の充実（各種保険の団体加入扱い、検診の割引制度）



※「お知らせ」については、仙南法人会事務局（0224-24-5372）までお問い合わせをお願いします。

表彰

宮城県法人連合会定時社員総会において下記の方が受賞されました

・実施日：平成27年6月2日 ・場 所：江陽グランドホテル ・受賞内容

全国法人会連合会長表彰



永井 政雄さん

宮城県法人会連合会長表彰



相澤 辰夫さん



庄司きく子さん

第7回

「税に関する絵はがきコンクール」優秀作品

(仙南法人会女性部会主催)

10点

仙南法人会長賞

サトウ タイセイ
佐藤 泰成さん(村田小)



東北税理士会大河原支部長賞

カトウ ミハナ
加藤 水花さん(村田小)



仙南法人会女性部会長賞

コムロ レオ
小室 玲雄さん(村田小)



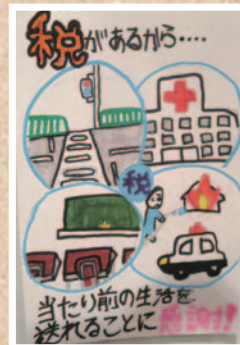
サトウ
佐藤 こなみさん
(村田第二小)



アベ シュウト
阿部 柁人さん
(丸森小)



ニシキヨリ モモカ
錦織 桃香さん
(村田小)



ワタナベ ルカ
渡辺 瑠花さん
(村田第二小)



オモト ユイ
尾本 悠依さん(村田小)



フジエダ ユキ
藤枝 優希さん
(村田第二小)

ササ エリカ
笹 絵梨夏さん(村田小)



マイナンバー制度導入におけるQ&A

※内閣官房ホームページ「マイナンバー社会保障・番号制度 よくある質問(FAQ)抜粋

Q1 マイナンバー（個人番号）とは、どのようなものですか？
A1 マイナンバー制度においては、住民票を有する全ての方に対して、1人1番号のマイナンバーを住所地の市町村長が指定します。原則として、**一度指定されたマイナンバーは生涯変わりません。**

Q2 マイナンバー（個人番号）はいつどのように通知され、いつから使うのですか？
A2 マイナンバーは、**平成27年10月**の第1月曜日である5日時点で住民票に記載されている住民に指定され、それ以降、**市区町村から住民票の住所に簡易書留で郵送**されます。マイナンバーの利用については、平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の分野で行政機関などに提出する書類にマイナンバーを記載することが必要になります。例えば、所得税の確定申告の場合、平成29年2～3月に行う平成28年分の確定申告からマイナンバーを記載することになります。

Q3 マイナンバー（個人番号）は希望すれば自由に変更することができますか？
A3 マイナンバーは原則として生涯同じ番号を使い続けていただき、**自由に変更することはできません。**ただし、マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、本人の申請又は市町村長の職権により変更することができます。

Q4 通知カードや個人番号カードの記載内容に変更があったときは、どうすればよいですか？
A4 引越などで市町村に転入届を出すときは、通知カード又は個人番号カードを同時に提出し、カードの記載内容を変更してもらわなければなりません。それ以外の場合でも、通知カード又は個人番号カードの記載内容に変更があったときは、**14日以内に市町村に届け出**て、カードの記載内容を変更してもらわなければなりません。

Q5 個人番号カードは、いつから交付を受けられるのですか？
A5 個人番号カードは、通知カードとともに送付される申請書を郵送するなどして、**平成28年1月以降**、交付を受けることができます。個人番号カードの交付を受けるときは、通知カードを市区町村に返納しなければなりません。

Q6 個人番号カードは、何に使えるのですか？通知カードとどう違うのですか？
A6 **個人番号カード**は、住民基本台帳カードと同様、ICチップのついたカードを予定しており、表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）と顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）を記載する予定です。本人確認のための身分証明書として使用できるほか、図書館カードや印鑑登録証など自治体等が条例で定めるサービスに利用でき、またe-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。
通知カードは、紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、マイナンバーは記載されますが、顔写真は記載されません。なお、通知カード単体では本人確認はできませんので、併せて、主務省令で定める書類（運転免許証等となる予定）の提示が必要となります。



Q7 個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書とは何ですか？
A7 公的個人認証サービスによる電子証明書は、インターネットを通じたオンラインの申請や届出を行う際、他人による成りすましやデータの改ざんを防ぐために用いる**本人確認の手段**です。個人番号カードに搭載される電子証明書を用いて、申請書などの情報に電子署名を付すことにより、確かに本人が送付した情報であることを示すことができます。

Q8 番号制度が導入されると、住基カードはどうなるのですか？
A8 2016年1月を予定している個人番号カードの交付開始以降、住基カードの新規発行は行わない予定ですが、2015年12月以前に発行された住基カードについては、有効期間内は引き続きご利用いただけます。

Q9	個人番号カードに有効期限はありますか？
A9	20歳以上の方は 10年 、20歳未満の方は容姿の変化を考慮し 5年 としています。
Q10	民間事業者もマイナンバー（個人番号）を取り扱うのですか？
A10	民間事業者でも、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、 給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届など に記載して、行政機関などに提出する必要があります。また、証券会社や保険会社で作成する支払調書、原稿料の支払調書などにもマイナンバーを記載する必要があります。
Q11	マイナンバー（個人番号）を使って、従業員や顧客の情報を管理することはできますか？
A11	マイナンバーは、法律や条例で定められた 社会保障、税、災害対策の手続き以外で利用することはできません 。これらの手続きに必要な場合を除き、民間事業者が従業員や顧客などにマイナンバーの提供を求めたり、マイナンバーを含む個人情報を収集し、保管したりすることもできません。法律や条例で定められた手続き以外の事務でも、個人番号カードを身分証明書として顧客の本人確認を行うことができますが、その場合は、個人番号カードの裏面に記載されたマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることはできません。
Q12	小規模な事業者でもマイナンバーを取り扱い、特定個人情報の保護措置を講じなければならないのですか？
A12	小規模な事業者も、法で定められた社会保障や税などの手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱うことになり、個人情報の保護措置を講じる必要があります。小規模な事業者は、個人情報保護法の義務の対象外ですが、 番号法の義務は規模に関わらず全ての事業者に適用されます 。
Q13	従業員や金融機関の顧客などからマイナンバーを取得する際は、どのような手続きが必要ですか？
A13	マイナンバーを取得する際は、本人に利用目的を明示するとともに、他人へのなりすましを防止するために厳格な本人確認を行ってください。また、マイナンバーを取得するときは、利用目的を本人に通知又は公表しなければなりません。なお、複数の利用目的をまとめて明示することは可能ですが、 利用目的を後から追加することはできません 。
Q14	従業員などのマイナンバー（個人番号）を取得するときは、どのように本人確認を行えばよいのでしょうか。また、対面以外の方法（郵送、オンライン、電話）でマイナンバーを取得する場合はどのように本人確認を行えばよいのでしょうか。
A14	マイナンバーを取得する際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要であり、原則として、 ① 個人番号カード（番号確認と身元確認） ② 通知カード（番号確認）と運転免許証など（身元確認） ③ 個人番号の記載された住民票の写しなど（番号確認）と運転免許証など（身元確認） のいずれかの方法で確認する必要があります。ただし、これらの方法が困難な場合は、過去に本人確認を行って作成したファイルで番号確認を行うことなども認められます。また、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは身元確認を不要とすることも認められます。代理人による取得の場合には、委任状、代理人の身元の証明する者等が必要となります。
Q15	民間事業者がマイナンバー（個人番号）を取り扱うにあたって、注意すべきことはありますか？
A15	原則としてマイナンバーを法に定められた利用範囲を超えて利用することはできませんし、むやみに提供することもできません。また、マイナンバーを取り扱う際は、その漏えい、滅失、毀損を防止するなど、マイナンバーの適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。なお、不適正に取り扱った場合には、特定個人情報保護委員会から指導・助言や勧告・命令を受ける場合があるほか、正当な理由がないのに、個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供した場合などには、 処罰の対象 となります。
Q16	番号法にはどのような罰則がありますか？
A16	番号法では、個人情報保護法よりも 罰則の種類が多く、法定刑も重く なっています。具体的には、内閣官房ホームページ「マイナンバー社会保障・番号制度 よくある質問（FAQ）」等をご覧ください。
Q17	マイナポータルってなんですか？
A17	行政機関がマイナンバー（個人番号）の付いた 自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認 できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備します。例えば、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定です。
Q18	マイナンバーのコールセンターができると聞きましたが、いつできるのですか？
A18	平成26年10月1日にマイナンバーのコールセンター（ TEL番号：0570-20-0178 ）を開設しました。

※詳細については、内閣官房ホームページ（マイナンバー社会保障・番号制度）及びマイナンバー法（行政手続きにける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律）をご覧ください

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

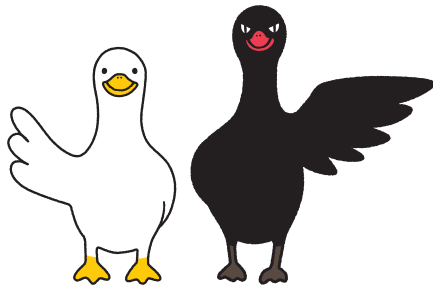
仙台支社/仙台市青葉区大町1-1-1
(大同生命仙台青葉ビル) TEL 022-221-5486

AIU AIU保険会社

仙台支店/宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1
(仙台トラストタワー23F) TEL 022-726-7551

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

No.1 アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成26年版「インシュアランス生命保険統計号」



がんを含む

病気や
ケガの
備えに

— 法人会 —

ちゃんと応える
医療保険
EVER



心配な
「がん」の
備えに

— 法人会 —

新 生きるための
がん保険 7 Days

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

Affrac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

仙台総合支社
〒980-6122 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2015-0023-1507054 6月10日



環境に優しい植物油インキを
使用しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。